

スウェーデン「拘禁法」の制定について

坂 田 仁

- 序文
- 第一 改正の経過
 - 一 制裁体系の変化
 - 二 拘禁（自由剥奪）の回避
 - 三 対象者の変化
 - 四 矯正保護体制の変化
- 第二 今回の改正
 - 一 政府提出法律案
 - 二 改正の内容
- 結語

本稿を謹んで故宮澤浩一名誉教授の御霊に捧げる。

序文

本年四月一日にスウェーデンでは拘禁法と拘置法とが施行された。これに伴い一九七四年に施行された行刑法（犯罪者の施設内処遇に関する法律）が廃止された。⁽¹⁾一九七四年に施行された行刑法について筆者は、かつて慶應義塾大学の故宮澤浩一教授とともにその翻訳及び紹介を行ったことがある。⁽²⁾それから三十有余年を経て、昨年施設内矯正保護に関する法律（行刑法）⁽³⁾は拘禁法⁽⁴⁾と名称を変え、その内容が変更された。

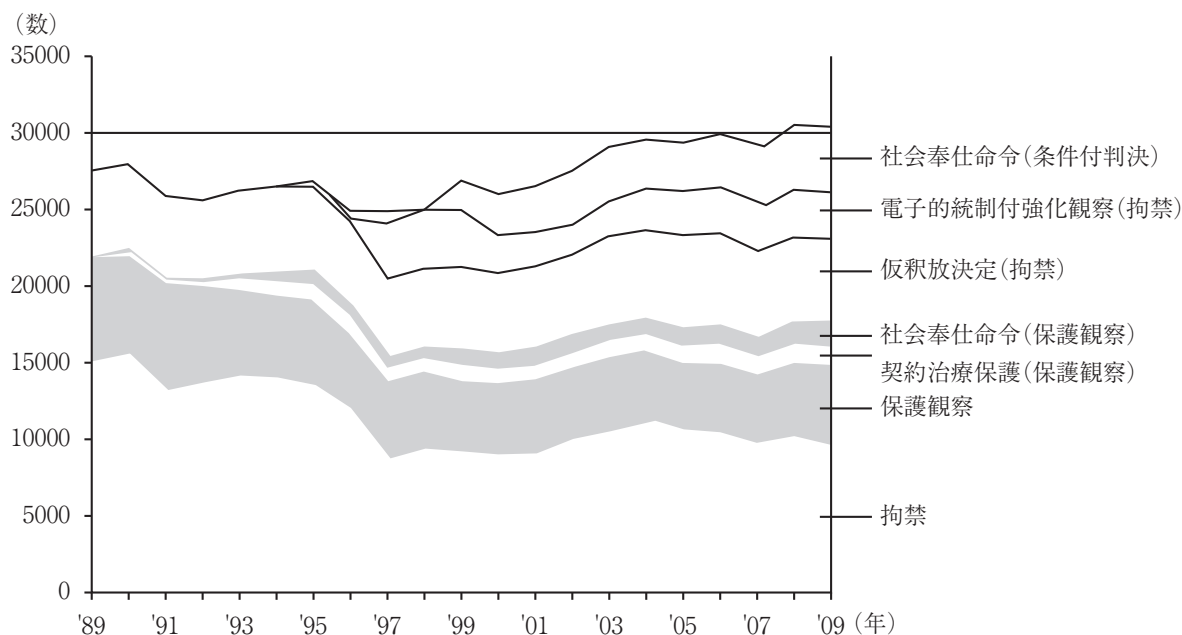
本稿では、今回の改正に至る経過を記述するとともに、新たな法律の内容を紹介し、わが国の制度への意味合いを探りたい。なお、本稿においてはスウェーデン刑法について二つの略語を使用する。ひとつは「六二刑法」で、制定当時の現行刑法を、他は「現刑法」で、一九八八年の改正以後、現在有効な刑法の規定群をそれぞれ指すものとして使用する。

第一 改正の経過

一九七四年施行の行刑法の制定に至る沿革について、筆者は別稿に述べたことがある。⁽⁵⁾そこでは、通常の犯罪者の取扱（監獄）、少年犯罪者の取扱（少年拘禁、社会福祉上の諸措置）、精神障害犯罪者の取扱（精神病院、閉鎖的精神医学的処遇）等対象者の別に基づき制度の変遷を記述している。

同法制定後スウェーデンの犯罪者処遇制度に生じた変化について、制裁体系、対象者の特性及び矯正保護制度の三つの面から述べておきたい。

図1 施設への新入所者及び社会内処遇開始者（1989-2009）



(Kriminalvården: Efter domen - om påföljder och program inom kriminalvården, 2010, s.5.)

一 制裁体系の変化

一九七四年当時の刑法典（六二刑法）⁽⁶⁾は、その第三篇「制裁」の中で二五章から三三章まで、八個の制裁を規定していた。二五章・罰金、二六章・拘禁、二七章・条件付判決、二八章・保護観察、二九章・少年拘禁、三〇章・抑留（保安拘禁）、三二章・特別保護への委託（引渡し）及び三三章・公務員の刑罰と軍人の懲戒罰である。⁽⁷⁾

現刑法では、以上のうち二五章・罰金、二六章・拘禁、二七章・条件付判決、二八章・保護観察、三二章・特別保護への委託及び三三章・少年の保護のみが刑法典に規定される制裁として残り、他の制裁は廃止されている。これからみる限り、現刑法においては、六二刑法の制裁体系がコンパクトに整理されているという見方をとることができる。

制裁の歴年変化は図1の通りである。

スウェーデンの犯罪者処遇は、通常の犯罪者に対するものとしての刑罰（拘禁及び罰金）、保護観察及び条件付判決の他に、対象者を少年、精神障害者及び薬物乱用者に分けた特別な処遇を考える方向を認めることができる。⁽⁹⁾そして、拘禁が施設内及び施設外で執行されるように、保護観察も施設内及

び施設外で執行される⁽¹¹⁾。純粹に施設外で執行される制裁は条件付判決のみである。

対象者別による犯罪者の処遇について略述すると、最初に、精神障害犯罪者は、矯正保護ではなくて、医療保護（精神医学）の領域に属しており、その専門機関として、かつては医務庁が、現在は法医学庁⁽¹²⁾が責任を負っており、施設については地方自治体であるランヅティングが運営している。法精神医学的保護⁽¹³⁾がこれに当たる。第二に、少年犯罪者は、原則として矯正保護ではなく国営施設⁽¹⁴⁾の運営するいわゆる一二条ホーム⁽¹⁵⁾において拘禁にあたる制裁、閉鎖的少年保護⁽¹⁶⁾の執行が行われている。そして、施設外処遇は社会福祉の領域に属している。第三に、薬物乱用者については、施設外処遇は社会福祉の領域に属すると同時に、国営施設⁽¹⁷⁾の運営する保護施設において收容処分の執行が行われている⁽¹⁸⁾。矯正保護の領域では、保護観察に併科される契約治療保護による処遇がなされている。この限りにおいて薬物乱用犯罪者は矯正保護の領域に含まれる。このように、以上の三種の犯罪者については、処遇がそれぞれの専門官庁の責任で実施され、以上に属さない通常の犯罪者については矯正保護が責任をもって制裁を執行している。薬物乱用犯罪者の保護観察は、この意味では例外に属する。

制裁体系の変化は、これを前提に考えなければならない。つまり、今回の改正は、施設内矯正保護（拘禁）の体制の変化をもたらすもので、他の三個の領域については何も触れていないことである⁽¹⁹⁾。

上記のように、行刑法の制定後制裁体系は大きく変化した。具体的に述べると、一九七〇年代の処遇理論批判を受けて、いずれも不定期の処分であった、少年拘禁と保安拘禁（抑留）⁽²⁰⁾が一九八〇年代初頭に廃止され、このとき同時に保護観察に伴う施設処遇も拘禁の併科に変更されている⁽²¹⁾。

次いで、一九八八年の刑法一部改正で、有名な刑法一章七条の規定が削除され、刑法二九章及び三〇章が新設されて「刑罰価値（Strafvärde）」⁽²²⁾の概念が刑法に導入された。

六二刑法の一章七条は、「制裁を選択するにあたり、裁判所は、一般の法遵守を維持するために必要な事項に

留意しつつ、制裁が判決を受けた犯罪者の社会復帰に役立つものであるように特に配慮しなければならない。」と定めていた。これが廃棄されて、刑法二九章一条一項に「刑は、統一的な法の適用の利益にてらして、罪及び総合された犯罪性の刑罰価値に従い、適用可能な刑罰尺度の範囲内で定めなければならない。」と定められた。また、三〇章一条一項に、拘禁が保護観察及び条件付判決より重い制裁であることを明記し、更に、同章四条二項に、「拘禁の理由として裁判所は罪の刑罰価値及び種類の他に、被告人が過去に罪で有罪になったことを考慮することができる。」と定められた。⁽²³⁾

これにより刑を含む制裁の根拠は、犯罪者の処遇の必要から犯罪者の処罰に変更された。刑は、単に苦痛の賦課であるにとらえられ、制裁選択及び刑の量定の基準は刑罰価値に置かれることになった。

二 拘禁（自由剥奪）の回避

A 拘禁の代替処分

拘禁が被収容者の生活に否定的な効果を及ぼすという事実は、古くから認められていることであり、一九八六年に提出された拘禁刑審議会の答申は、はっきりとこの事実を指摘している。⁽²⁴⁾ この観察は現在に至るまで変化していない。刑務所の被収容者の大部分はいわば社会の最底辺の人々である。これらの人々を社会復帰させようというのは、労多くして実りの極めて乏しい仕事であることは、洋の東西を問わず認められるところである。

刑務所は、そのような人々を収容する所であり、長期間の収容は、それだけでも社会への復帰を困難にする。そこで、拘禁の使用を縮減し、それに代替する措置を準備するだけでなく、収容されている者を何らか形で外部と接触させ、施設の外部での生活の機会を与えようとする。いわゆる外部通勤、仮釈放などはそのための手段である。スウェーデンは、それだけでなく拘禁に代替する制裁の導入を行ってきた。

その代表的なものが契約治療保護と社会奉仕命令である。社会奉仕命令は、自由刑の代替処分として一九九〇年より試行され⁽²⁵⁾、その効果を確認した後保護観察の遵守事項として一九九三年一月一日より全国施行された。この命令は、更に一九九九年一月一日より条件付判決に拡大され、刑法典の中に取込まれた。

社会奉仕命令は条件付判決を言渡す際に観察期間中の遵守事項として被告人に科される。刑法二七章二条の二の規定によると、四〇時間以上二四〇時間以下で裁判所の定める時間無報酬の労働に服することがその内容である。社会奉仕命令は被告人が同意する場合にのみ適用され、拘禁と同様の介入性を求められるが、人間性に反するような使役を内容としてはならない。同意を要件とするのは、この命令の実質的な効果を実現するためには被告人の意欲が決定的であると同時に社会奉仕を強制労働としないためである⁽²⁶⁾。作業の内容は、環境・自然保護、教育・文化・体育活動など公共活動に関わるものを選ぶものとされている⁽²⁷⁾。

この命令は保護観察と条件付判決の双方に用いられるが、どちらの場合も拘禁に代替する性格をもち、対象者の社会適応を促進すると認められる点は同様である。その相違は、条件付判決と保護観察の制裁の相違に帰される。その要点は、対象者の犯した罪が初犯で継続の危険性がない場合、対象者に対する監督の必要性のない場合等が条件付判決、その逆の場合が保護観察とされる。また、社会奉仕命令を独立の制裁としなかった理由として、制裁体系の中の位置づけ、特に制裁選択に関する現行規則の変更という大きい問題を引起こすことが挙げられている⁽²⁸⁾。

社会奉仕命令を遵守事項とする条件付判決の言渡しには、拘禁に換算した場合の刑期の指定が必要とされる。換算率は、下限の四〇時間が一月の拘禁、以下一月ごとに二〇時間を加算し、上限の二四〇時間は一月の拘禁に対応するものとされている⁽²⁹⁾。

保護観察に社会奉仕命令を併科するための条件も条件付判決の場合と同様である。規定の文言は条件付判決に

関する二七章二条の二と同一である（刑法二八章二条の二）。

契約治療保護は保護観察の付随処分として裁判所によって言渡される。これについて筆者は別の機会に紹介したことがある。⁽³⁰⁾ 刑法三〇章九条二項三号は、「依存性薬物の乱用又は本質的な程度で保護もしくはその他の処遇を必要とするその他の特別な状況が犯罪の実行をたすけていた場合であって、かつ被告人が自分のために作成された計画に従って保護観察の執行と同時に命じられる適切な処遇を受ける意思を明確にしているか」否かに注意すべきことを定めている。このような場合裁判所は判決主文に代替的拘禁の刑期を明示するとともに、被告人が自ら実行する処遇計画に関する遵守事項を言渡す（刑法二八章六条の二）。契約治療保護が言渡された場合、その処遇は長期に亘ることが予想されるため、保護観察の観察期間の終了の例外が定められている（同章五条四項）。最近では、いわゆるDVの場合にも契約治療保護が用いられるようになってきている。⁽³¹⁾ 二〇〇九年の統計では契約治療保護が一四六九件、社会奉仕命令が五五三九件言渡されている。⁽³²⁾

B 拘禁の施設外執行

電子的統制を伴う強化観察は六月以下の拘禁に処された対象者本人の申請に基づいて、矯正保護施設外で実施される。但し、保護観察に併科された拘禁の対象者には適用がない。これに関する規定は電子的統制を伴う強化観察に関する法律⁽³³⁾に存在する。裁判所は単に被告人を有期の拘禁に処す。拘禁に処された者がその執行を受ける段階で、矯正保護が対象者に情報を提供し、対象者の申請に基づいて矯正保護が審理を行い、その判断で強化観察が実施される。電子的統制を伴う強化観察を受けることになった者は、足に発信機を装着され、同時に自宅の電話器に矯正保護に接続する受信装置を付設することによって行動規制を受けることになる。施設外執行は保護観察ではないので保護司は選任されず、矯正保護の職員が直接対象者と接触を保ち、行動の監視にあたる。

この制度は、拘禁による自由の剥奪がもたらす有害な効果を減殺すると同時に、拘禁という刑罰のもつ介入的

な性格は維持したいという刑事政策的な関心に基づいて構想された。電子的統制を伴う強化観察が拘禁の施設外執行或いは拘禁の一形態と理解されているのはそのためである。⁽³⁴⁾

C 出所措置(二〇〇七年改革・二〇〇六年法律第四三二号)

拘禁は通常施設内で執行される。しかし、刑の執行は矯正保護施設の中で完了するものではなく、執行終了後通常の社会生活に戻った後に再犯がないようにしなくてはならない。被収容者の社会復帰に重点を置いた矯正保護の運営に向けた改革が進んでいる。これは矯正保護法の現代化と名づけられている。⁽³⁵⁾ 仮釈放との接続を意識しつつ、施設内の生活と出所後の生活の連続性をどのように保つかということである。⁽³⁶⁾ 在来の施設外滞在に関する行刑法三四条を廃止して、下記の四個の出所措置を設ける法改正が二〇〇七年に施行された。

① 外部通勤(Frigång)

被収容者が日中施設外で勤務し、学科教育もしくは職業訓練に参加し、処遇(治療)を受け、又は特に準備された活動に参加することをいい、被収容者が釈放後通常社会生活に入っていけるようにしてやる必要のある者に対して認められる(行刑法五五条)。

② 保護滞在(Vårdvistelse)

社会サービス法六章一条に定める居住と保護のためのホームに⁽³⁷⁾収容することを意味する。この措置の対象となるのは、依存性の薬物乱用のある被収容者などで、再犯その他の危険のない者である(行刑法五六条)。

③ 中間施設(Halvvägsbhus)滞在

これは、被収容者を補導援護するのに適した、矯正保護の統制下にある施設に被収容者を収容することである。三月以上かつ刑期の半分の執行を受け終わった者で、再犯その他の危険のない者がこの措置の対象になる。被収容者は、中間施設で服役し、学科教育もしくは職業訓練に参加し、処遇(治療)を受け、又は特に準備された活

動に参加することになる（行刑法五七条）。

④ 延長（拡大）外部通勤（Utlökad frigång）

これは、矯正保護の統制を受けながら、自宅で刑の執行を受けることを意味する。三月以上かつ刑期の半分の執行を受け終わった者で、再犯その他の危険のない者がこの措置の対象になる。住宅として使用できる自宅のある者でなくてはならない。被収容者は、自宅で服役し、学科教育もしくは職業訓練に参加し、処遇（治療）を受け、又は特に準備された活動に参加することになる（行刑法五八条）。

以上の出所措置を受ける者は、更に善行を保持し、アルコールその他の酩酊性物質の摂取を控え、その統制のために血液検査、尿検査、呼気検査を受けること、施設外滞在について有意意味な状況を矯正保護に連絡すること、矯正保護の指示に従って矯正保護と接触を保つこと及び出所措置に適用される条件（行刑法六〇条）又は遵守事項を守ることが義務付けられる（行刑法五九条）。

三 対象者の変化

A 生活状況

一九九七年に矯正保護局とストックホルム大学犯罪研究所が合同で実施した被収容者調査の結果は、⁽³⁸⁾下記のよう
にまとめられている。

- ① 被収容者の七人に一人は完全な教育を受けていない。その数は対象群では一〇〇人に一人であった。
- ② 自由を剥奪される直前被収容者の四人に三人は失職していた。その数は対象群では一〇人に三人であった。
- ③ 被収容者の五人に一人は自由な最後の時期に、食事、家賃及び家計―国民生活水準調査―に掲げられていない生活

手段の経常出費をまかなうために罪を犯す必要があったと述べた。

④ 被收容者の一〇人に三人は自由を剥奪される前、自分の住居がなかった。その数は対象群では一〇〇人に四人であった。

⑤ 長期間の病気で重い苦しみを受けていると述べた者は、被收容者では対象群と比べて三倍以上であった。精神的な健康に関しては、その比率は五倍であった。

⑥ 被收容者の八人に一人は、近年医師の治療を必要とする暴力行為の被害を受けていた。その数は、全人口では一〇〇人に一人未満であった。

そして、同調査は、問題や欠陥を総合したとき、被收容者の四分の一は、三個の社会福祉上の問題を抱えていると報告している。この数は、対象群では僅かに一パーセントであったと述べている。

これに加えて、①拘禁に処されること及び再犯することと同様に、アルコールと薬物の乱用が当然のことながら生活状況の欠陥のしるしになっていること、②問題の不存在という点からみれば、被收容者の一七パーセントだけが、自由を剥奪される前に、職業又は学業に従事し、住居を持ち、経済的に問題がなく、乱用の問題のないこと、及び、③生活水準の観点では、被收容者は福祉社会の失敗者として、特に苦難に曝されている集団であること、の三点が指摘されている。

同様な調査は二〇〇二年にも実施され、⁽³⁹⁾その後の経済状況の悪化によって、矯正保護のみでなく社会保護、医療保護の領域でも予算の削減によるサービスの低下のもとで、状況の劣悪さが指摘されている。この調査では、一九九二年と二〇〇二年の比較から、被收容者について、①高齢化、②EU市民の増加、③教育程度の低下、④就職状況の悪化、⑤臨時労働者・失業年金の増加、⑥四分の一の者が失業保険等で生活、⑦半分以上の者が生活

表 1 3年以内の再犯——全犯罪（抄）

	拘禁 2月未満	拘禁 2年未満	拘禁 2年以上	保護観察	契約治療 保護	社会奉仕 命令	保護観察 拘禁併科	拘禁 電子統制
再犯率	23%	58%	32%	39%	29%	32%	56%	13%

Kriminalvården: Åter avsändaren, s.7, Tab.“Återfall inom tre år--samtlige brottstyper.”

保護、傷病年金で生活、⑧住居保有者の減少及び⑨拘禁経験者の増加が指摘されている。そして、一九九二年の被收容者と比べて、二〇〇二年の被收容者は、拘禁の期間が長く、薬物乱用の問題を多く抱え、社会的な状況が劣悪になっているとされる。

これらの指摘は、この調査だけのものではなく、古くから言われていることを再確認しているということが出来る。劣悪な生育環境、現在の劣悪な生活状況、こうしたものが犯罪と離れがたく結びついている。これを前提にして考えるとき、刑罰は苦痛の賦課であるとしても、苦痛の具体的内容は端的に自由の喪失であると理解され、これを除いて、被收容者の生活は一般の国民の生活と同様の水準を維持すべきものとの考え方が指示される。いわゆる常態化 (Normalisation) であり、同時に社会復帰を重視する観点が維持される。⁽⁴⁰⁾

B 再犯

生活状況に加えて、被收容者の再犯が大きな問題となっている。公式統計によれば被收容者の出所後の再犯率は四〇パーセントになるとされる。⁽⁴¹⁾ 矯正保護の再犯調査によれば、矯正施設出所後又は制裁言渡後三年以内に再犯した者の数は制裁別に表1のように示されている。これによると、二年未満の拘禁を受け終わった者の再犯率が五八パーセントで最大に、そして電子的統制を伴う強化観察（拘禁の施設外執行）を受けた者の再犯率が最低になっている。同報告書は、これらの他に詳細な再犯状況等の報告をしており、三年後の再犯で、行為別では盗犯の拘禁二年未満の七六パーセントが最大になっている。⁽⁴²⁾

更に二〇〇九年発表の二〇〇八年の犯罪統計で再犯の状況をみると、二〇〇三年に司法処理された者の再犯状況が次のようにまとめられている。⁽⁴³⁾

- ① 二五パーセントが一年以内に、三九パーセントが三年以内に再犯。
- ② 再犯状況は、性別、年齢、罪種及び制裁別に最近一〇年間変動がない。
- ③ 女子では、二九パーセントが一年以内に、四一パーセントが三年以内に再犯。
- ④ 年齢別では、三年以内の再犯で五〇歳以上が二五パーセント、一八歳以上二五歳未満が四四パーセント。
- ⑤ 再犯率の差は、初犯者と司法処理歴一〇回以上の者との間では大きく、三年以内の再犯で、前者では二二パーセント、後者では九〇パーセント。

このように、再犯対策が強く求められる状況が存在している。

これに関連して、矯正保護審議会の答申、「将来の矯正保護」⁽⁴⁴⁾は、その付録として、「危険及び必要性分析——危険判断から危険予防へ」を引用、添付している。⁽⁴⁵⁾この論文では、暴力犯罪の危険性を個人の特性として判断することは不可能である（危険な人を判断できない）ことを前提し、危険な状況を様々な視点から推定していく方法（危険な場面を予想する）をとろうとする。これは、個人別執行計画の策定という今回の改正の内容につながっていく。

C 薬物乱用

犯罪者と薬物とは深い関係にある。日本において暴力団が薬物に関わるように、矯正保護の対象者と薬物は切り離せない。スウェーデンの場合、薬物乱用者の数は、一九六〇年代以降増加を続け、一九八〇年以降大きい問題になった。⁽⁴⁶⁾

この状況を受けて、一九九八年に薬物問題審議会が設置され、二〇〇〇年に答申が提出されている。⁽⁴⁷⁾薬物問題が矯正保護の対象者と深く結びついていることに基づいて、二〇〇〇年四月に政府は、矯正保護の処遇資源に関

して薬物問題審議会が、刑の執行中に矯正保護が最善の方法で影響を及ぼし、処遇を行う可能性を発展させる方法及び矯正保護と関係機関との協力関係を強化し、新たな協力体制を発展させるための措置を検討するよう追加指示を出している。⁽⁴⁸⁾

こうして、この答申は、矯正保護と薬物に関し特に一章をもうけて、問題を極めて詳細に検討している。指摘されていることは、その標題に従い概略以下の通りである。⁽⁴⁹⁾

- ① 矯正保護が薬物乱用問題の中核的機能を担うものであり、被収容者も矯正職員も薬物から解放された環境に対する権利があることを前提に、財政的な制約の中で、その資源のインテンシブな活用が必要。
- ② 薬物問題の処理が被収容者の社会復帰を改善する最も効果的措置の一つであり、薬物乱用対象者に対する矯正保護の施策は、処遇への動機付けに重点をおき、可能であれば、矯正保護施設入所中に処遇を開始する。薬物乱用に対する施策は、矯正保護業務に統合され、優先順位を与えられる。そして、処遇や動機付けは早期に開始する。
- 矯正保護に上記の責任を負わせるとともに、各コミュニティは乱用者処遇の責任を逃れないようにし、常態化の原則を守るようにすること、施設の過剰収容が被収容者の分類を困難にしていること、矯正施設の通常業務に個人のニーズへの余地を残すこと、計画的活動、方法の向上及び能力開発を優先すること、社会内処遇を両者の接点にして矯正保護と社会サービスの協力を改善すること、並びに、仮釈放へと接続される行刑法三四条による施設外滞在を活用することが必要。
- ③ 矯正保護庁は、契約治療保護のために特別なプログラムを開発する課題を社会内処遇部門に科すことが必要。
- ④ 矯正保護施設及び拘置所に、また同様に保護観察所においても執ることのできる統制措置に関する規定が必要。

以上を元に、同審議会は当時の行刑法を改正して、面会の際のもののやりとりを妨げることを提案し、また面

会者と矯正職員の身体の捜索について新たな規定を設けることを提案している。⁽⁵⁰⁾

矯正保護領域においても様々な薬物問題対策が一九六〇年代より行われており、その状況は、一九九七年以降「矯正保護における薬物乱用の説明」⁽⁵¹⁾という報告書に毎年発表されている。二〇〇六年の資料でみた場合約一万人の新入所者のうち薬物犯罪によるものが二〇パーセントを占め、増加の傾向にある。被収容者のうち薬物乱用の経験者は二四〇〇人であるという。これらの者に対して矯正保護はその資源を投じて、薬物から解放された環境を被収容者及び矯正保護職員のために作りあげる努力をしている。薬物乱用歴のある被収容者は、処遇群、動機付け群及び困難群の三つのカテゴリーに分類され、それぞれ専用の施設又は分画に収容されている。被収容者は、居室の捜索や尿検査等のコントロールを受けている。報告書の統計データによると施設内における薬物の押収件数は二〇〇四年が、居室の捜索は二〇〇六年が最も多くなっている。⁽⁵²⁾

処遇の内容は、一九三〇年代に米国で開発されたアルコール・アノニマスで使用される一二段階プログラムであり、⁽⁵³⁾これに積極的な評価が与えられている。これとともに、よいプログラムだけでは不十分という考え方が示され、施設の雰囲気、環境の評価が行われている。⁽⁵⁴⁾

四 矯正保護体制の変化

ここでは是非触れなければならないのが矯正保護行政の変化である。従来矯正保護の領域においてはそれぞれの矯正保護施設、保護観察所等が行政組織体としてそれぞれ独立していたことを廃して、矯正保護全体を単一の行政組織体として矯正保護行政を統合したことである。これにより従来の矯正保護庁 (Kriminalvårdsstyrelsen) が矯正保護 (Kriminalvården) に変化した。この変更は二〇〇六年一月一日より施行されている。

現在、矯正保護行政は、この体制下で全国的に統一された形で運営されている。法務省の下で独立した中央行

図2 矯正保護の組織

政府（法務省）→矯正保護（主管公務所）		
矯正保護	北部地域事務局	矯正保護施設 8 拘置所 7 保護観察所 8
	中央地域事務局	矯正保護施設 9 拘置所 6 保護観察所 6
	ストックホルム地域事務局	矯正保護施設 10 拘置所 4 保護観察所 3
	西部地域事務局	矯正保護施設 10 拘置所 5 保護観察所 5
	東部地域事務局	矯正保護施設 6 拘置所 6 保護観察所 7
	南部地域事務局	矯正保護施設 7 拘置所 7 保護観察所 5
	移送事務局	

（2011.4.18 現在。矯正保護の資料 < Kriminalvårdens organisation > による。）

政事務局となる矯正保護の指揮下にすべての矯正保護施設、拘置所及び保護観察所が六個の地域事務局（わが国の矯正管区と地方更生保護委員会とを併せた組織に相当）を介して配置されている。そのいわば外局として移送事務局が設置されている。⁽⁵⁵⁾ それは、図2のように表示される。

言葉を変えると、矯正保護行政は、個別的な「公務所」の散在から、矯正保護制度全体を統括する「公務所」の確立へと大きく変動した。

第二 今回の改正

一 政府提出法律案

政府提出法律案と議会で成立した法律とは同一の章別と条文数を有している。行刑法の条番号が通し番号であったことは異なっている。その章別は下記の通りである。

第一章	通則
第二章	収容
第三章	作業・学習及び給付金
第四章	余暇
第五章	個人的所持品
第六章	雑居及び隔離

第七章 面会及びその他の外部接触

第八章 特別統制及び強制措置

第九章 健康及び疾病保護

第一〇章 外泊及びその他の一時的施設外滞在

第十一章 特別出所措置

第十二章 警告及び仮釈放の延期

第十三章 決定

第十四章 不服申立

第十五章 付則

今回の改正の特徴を政府提出法律案の要約⁽⁵⁶⁾からみると下記のようになる。

- ① 再犯の防止の実現を第一に志向し、保安を重視し、同時に被収容者の責任を無視することなく、その個人的ニードの充足を図る。被収容者個人ごとの執行計画⁽⁵⁷⁾を作成し、それを遵守させる。
- ② 外泊制度の合理化⁽⁵⁸⁾、即ち社会復帰のための外泊と不幸の際の外泊を明確に分ける。外泊許可の要件を明確にする。
- ③ 均衡原理⁽⁵⁹⁾を法規化する。
- ④ 面会に対する統制を強化する。面会時の物品の授受を不可能にする。ガラス窓で中を分けた特別な面会室を用意する。また、職員による統制を強化し、面会の却下、棄却の権限を職員に与える。
- ⑤ 国外退去処分の被収容者が自国までの旅費を支払えるように、給付金の一部の強制積み立てを行う⁽⁶¹⁾。
- ⑥ 拘禁法を模範に、それに準じた方式で拘留法を制定する⁽⁶²⁾。被拘留者への制限を最大限抑制するために、被拘留者に対して制限を言渡す検察官の決定の、地方裁判所での審理に上訴する可能性を設ける。

- ⑦ 監督委員会の決定に対して行政裁判所又は地方裁判所への不服申立ての制度を設ける。これにより矯正保護委員会 (Kriminalvårdsnämnd) を廃止する。⁽⁶³⁾
- ⑧ 表現をわかりやすく、単純なものにする。⁽⁶⁴⁾

二 改正の内容

行刑法の内容を筆者は、①行刑手続法と行刑実体法の分離、②新施設体系、③作業義務、④外部社会との接触、⑤被収容者団体、⑥独居拘禁及び⑦懲罰の七項目に分けて記述した。これと比べて今回の改正の内容は、⑥を収容の問題ととらえれば、上記の③④⑥に焦点をあてていることができると思う。政府提出法律案は、行刑法が矯正保護の自由化に関する厳しい議論の後に成立したと述べ、その特徴は、被収容者の社会復帰の促進及び自由剥奪の有害な効果の減殺にあったと総括し、この後者を今回の改正はそのまま引継いでいるという。⁽⁶⁵⁾そして、この前者、行刑の自由化について規制を強めているのが今回の改正の特徴と考えられる。

A 法律の名称

今回の改正で法律の名称は「拘禁法」とされた。この理由は、二〇〇九年六月に政府が制裁体系の見直しを目的に新たな調査を指示した⁽⁶⁶⁾ことにより制裁体系全体をこの時点で考える必要のないことであり、政府提出法律案は、被収容者が罪を犯して刑法に規定されている拘禁という刑を受けることを明確にするものであると述べている。⁽⁶⁷⁾なお、矯正保護審議会の答申は、行刑法が矯正保護施設 (kriminalvårdsanstalt) の語を用いたことを高く評価している。⁽⁶⁸⁾

B 再犯の防止

第一・三・Bで述べたように再犯の問題は拘禁を含む制裁の執行上大きい問題になっている。この点を意識し

て新法は、再犯の防止を拘禁の執行の主要な目標として掲げている。政府提出法律案の説明によると、公式犯罪統計によれば犯罪により司法処理された者の三年間の追跡による再犯者率は四〇パーセントに達するとされ、将来の矯正保護への挑戦は、効果的な再犯防止活動を実行するための正しい公式を発見し、被収容者の改善への動機付けと彼のニーズを専門的な方法で活用し、かつ有効な知識に基づいた措置を執行期間中に執ることができるようになることにあると述べられている。⁽⁶⁹⁾

そして、法律案の一章五条二項に、行刑法四条にはなかった「執行は、社会防衛の要求を無視せずに可能な範囲内で、罪の再犯を防止するのに適する措置に特に向けられなければならない。各被収容者ごとに特に構成された執行計画を立てなければならない。」という規定が設けられている。この規定の注解は、これが行刑法の四条及び五条に相当する規定であることを述べ、二項に、刑の執行が社会防衛の要求を無視しないことを前提に、罪の再犯を防止する措置に特に向けられるべきであると述べている。⁽⁷⁰⁾ 法律案の規定はそのまま法律になっている。

C 執行計画

今回の改正で最も特徴的なことは、矯正保護が収容の開始にあたり個人別に執行計画を作成することを法律に定めたことであろう。この規定も法律案の一章五条二項にあり、法律案と法律とでその規定に変化はない。

行刑法では、この点について、処遇計画を個別に立てることを政令で定めていた。⁽⁷¹⁾ しかし、今回の改正の際に会計検査院から個人別執行計画の実現を政府が確約するとの要求が出されており、かなり厳しい指摘が同検査院からなされている。⁽⁷²⁾ このことから推測して、処遇計画立案の適正な運用がなされていないかと思われる。

法律案の説明は、被収容者の再犯の防止と自由剥奪の被収容者への有害な影響の減殺を実現するために、拘禁の初期の段階で個人別に執行計画を立案する必要があるとし、処遇計画の名称を執行計画に変更して、法律の中

に取入れたのである。⁽⁷³⁾これにより社会防衛、施設内の秩序と安全の保全とともに被収容者の犯罪及び薬物乱用への対抗措置の必要性を充足する方法で施設内での執行と釈放措置とを構成できるというのである。しかし、矯正保護審議会の提案した褒賞制の採用については反対の立場をとり、法律案には採用されなかった。⁽⁷⁴⁾

なお、執行計画にからんで、矯正保護審議会はその答申の中で、法医学庁で研究されている再犯の危険性判定に関する論文を引用している。⁽⁷⁵⁾

D 矯正保護と他の機関との協力

矯正保護の活動は社会から孤立したものである。これを破り、他の機関との協力を促進することは、いわゆる常態化の原則の実現を意味する。この内容は、例えば被収容者の医療については施設の存在する地域の医療機関に責任をもたせるということである（拘禁法九章一条参照）。同様に矯正保護は、社会福祉委員会等の機関と協力関係をもたなくてはならない。⁽⁷⁶⁾

E 被収容者の行動の制限

刑の執行として施設の秩序と安全の維持のために被収容者の行動の自由は制限されるが、これらの制限はすべて法律に明示される。これは、統治組織法二章六条に定める身体の搜索や秘密送付物の検閲の禁止と関係している。⁽⁷⁷⁾

勿論被収容者の逃走や再犯を防止するために統制手段が必要とされる。その効果を高めるために、戒具の使用などの強制手段をとらなければならない。ただ、その手段の重点はハードからソフトへと変化しているという。⁽⁷⁸⁾

被収容者の行動を制限するための手段は必要以上に厳しいものであってはならない。いわゆる均衡原理によって、措置の目的と措置の内容とは均衡の取れたものでなければならぬとされている。均衡原理の遵守は、今回の改正の重要な契機の一つである。これも権利の制限に関する統治組織法二章一二条の規定に反しないようにし

なければならぬ。⁽⁷⁹⁾

F 施設の構成と収容

行刑法は、中央施設と地方施設の区分を法律で定めていたが、この区別は、近接性の原理との調和が取れず、一九九五年に廃止された。⁽⁸⁰⁾ その後は開放施設と閉鎖施設の区分のみが用いられており、この区分は、拘禁法においてもそのまま生かされている。

また男子と女子、成人と少年の区別も残されている（拘禁法二章一条及び三条）が、改正後の拘禁法の規定の中に男女の混合収容に関する規定も存在していることが興味を惹く。また、児童の最善の観点から男女ともに収容に際して幼児の携帯が認められている（拘禁法二章五条⁽⁸¹⁾）。

G 出所措置

出所措置については上記の二〇〇七年改革による行刑法の改正結果をそのまま採用している。⁽⁸²⁾ ただ、出所措置に伴う諸条件に関する部分が変更を受けている。⁽⁸³⁾ この関連では、特に社会福祉機関、労働市場などの協力が不可欠であるという指摘が議会の法務委員会においてなされている。常態化の原理が生かされなくてはならないということである。⁽⁸⁴⁾

H 外泊

外泊（休暇制⁽⁸⁵⁾）は、被収容者を収容生活の厳しさから一時的に解放する制度で、一九四五五年の行刑改革以前から続いている制度であり、一九四五五年の改革でその適用が拡大されたものである。行刑法は、外泊を通常外泊と特別外泊とに分けていた（行刑法三二条）。この区別は一九九九年の行刑法の改正によって導入された。これについて、矯正保護審議会は、出所措置の一形態としてとらえ、通常外泊と特別外泊の別を廃して一本化して、その要件等を定めた。今回の改正では矯正保護審議会の提案を受けて、この区別を廃して外泊を一本化した⁽⁸⁶⁾が、出所

措置とは別の制度とし、運用条件を厳しくして、被収容者の外泊期間中の行動の統制を確保しようとしている。⁽⁸⁶⁾
以上、今回の改正の内容を述べてきたが、総じて被収容者の行動規制が強化されているとの印象を受ける。それだけでなく、面会人の行動についても規制が強化され、矯正保護施設に出入りする自動車に対する統制も法律に規定されている。

結語

一九七四年の行刑法改正を支えた思想は、行刑の人道化であった。特に、各刑務所に生じた受刑者組合結成の動きは、被収容者に対する矯正保護施設の処遇の具体的なあり方を改善する方向に向かわせた。

今回の改正にあたって、こうした変化に対応する矯正保護理念の基本的方向に変化はない。むしろ、基本法に定める国民の権利を矯正保護施設の被収容者についてもしっかり擁護していこうとする方向は、出所後の生活の安定に向けて以前よりも確固たるものになっていると思われる。

しかし、それと同時に矯正保護施設の運営に均衡主義を取り入れ、一人一人の被収容者にその責任を果たさせるという強い処遇上の要求がうかがわれる。上述した、再犯の防止と薬物からの解放を目指して厳しい（暴力的ではない）処遇が被収容者に科されるようになったといい得よう。被収容者団体に関する規定も拘禁法には存在するが、それはかつての受刑者組合とは異なった意味合いを帯びているようである。⁽⁸⁷⁾

本文の中でも触れたけれども、拘禁法は通常の犯罪者に対するものである。保護観察等の社会内保護、精神障害者に対する法精神医学的保護は、それぞれ別の組織によって検討が続いている。本稿では、拘禁法の改正のみについて述べている。拘置法の改正については触れなかった。機会があればまとめてみたいが、今年暮れに法精

神医学的保護に関する法制度の改革に関する答申が提出されると予想されるので、そちらへの関心が今は強い。

一方、わが国では刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律及び心身喪失者医療観察法が成立し、犯罪者処遇の体制は徐々に整備されている。しかし、刑法改正は、刑法の口語化以降進展しているようには見えない。筆者は、少なくとも保護観察を独立した刑法上の処分（刑又は制裁）とする改正を早急に実現して欲しいと思う。⁽⁸⁸⁾

故宮澤浩一教授は、「見事な本質論と裏腹の貧困な「行刑」の現実」という言葉を残しておられるが、これを絶えず乗り越えようとするひとつのモデルとしてスウェーデン矯正保護に筆者は強い関心を抱いている。

故宮澤浩一教授との長い交際を振り返りつつ本稿を閉じたい。

- (1) SFS 2010:610 及び SFS 2010:611.
- (2) 一九七四年スウェーデン行刑法、監獄法改正資料二〇号、法務省矯正局、昭和五〇年。
- (3) Lag om kriminalvård i anstalt, SFS 1974:203. 本稿では行刑法と呼ぶ。
- (4) Fängelselag, SFS 2010:610.
- (5) 坂田仁、犯罪者処遇の思想、慶應義塾大学出版会、昭和五九年、八一～一二三頁。
- (6) 宮澤浩一訳、スウェーデン刑法典（法務資料四〇六号）、法務大臣官房司法法制調査部、昭和四三年。
- (7) 六二刑法の三二章は特別な位置づけをもつ制裁で、公務員及び軍人のみを対象とする刑罰である。刑法二〇章及び二二章の罪に対応していた刑罰であるが、公務員犯罪にかかる刑罰は一九七五年に、軍人の懲戒罰は一九八六年に、それぞれ刑法上の処分（刑事罰）としては廃止されている（SFS 1975:667, SFS 1986:645）。
- (8) 坂田仁訳、スウェーデン刑法典、法学研究七九卷一〇～一二号、平成一八年参照。
- (9) 刑法三一章は、特別保護への委託を規定しているが、ここには薬物乱用者、精神障害者に関する規定が収められている。また、少年に関する規定は、現在三二章にまとめられている。
- (10) 電子的統制を伴う強化観察に関する法律（Lag om intensivövervakning med elektronisk kontroll, SFS 1994:451）。

坂田仁、スウェーデンにおける電子的統制を伴う強化観察、犯罪と非行一二五号、平成一二年参照。

(11) 現刑法二八章三条一項「保護観察には、一四日以上三月以下の拘禁を併科することができる。」

(12) Rättsmedicinalverket.

(13) Rättspsykiatrisk vård. 坂田仁、スウェーデン「法精神医学的保護に関する法律」及び「法精神医学的調査に関する法律」、法学研究七六巻九号、平成一五年参照。

(14) Statens institutionsstyrelse.

(15) Tolvhem, Lag med särskilda bestämmelser om vård av unga, SFS 1990:52, 12§. この法律はLVUと略称される。

(16) Lag om verkställighet av sluten ungdomsvård, SFS 1998:603. 坂田仁、スウェーデンの「閉鎖的少年保護」、森下忠ほか編、日本刑事法の理論と展望（下巻）、平成一四年所収参照。

(17) 乱用者の保護に関する法律（Lag om vård av missbrukare i vissa fall, SFS 1988:870）に規定がある。收容保護については同法二二―三〇条の二参照。

(18) 現刑法三〇章九条及び二八章六条の二及び三を参照。

(19) 精神障害犯罪者の取扱いについて現在検討が進行中であるが、政府指示（Dir. 2008:93）が定めた答申の提出期限が延期され、今年（二〇一一年）末にまとめられる予定になっている。坂田仁、スウェーデンの精神障害犯罪者に対する刑法上の処分、慶應義塾大学法学部編、慶應の法律学（刑事法）、慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集、平成二〇年所収参照。

(20) Nytt straffsystem, Brå rapport 1977:7. 抄訳・坂田仁、スウェーデンの現行制裁体系の成立とその評価——新刑罰体系＝理念と提案＝抄訳、法学研究五二巻一二号、昭和五四年参照。

(21) SFS 1979:680, SFS 1981:211 及び SFS 1981:328.

(22) SFS 1988:942. NJA-II 1988, ss.155ff. 165f. 基本的思考の転換にも拘らず、立法顧問院（Lagråd）は、一章七条の廃止と刑罰価値の導入について反論する事由はないとした（NJA-II 1988, s.156.）。

(23) 坂田仁、一九八八年のスウェーデン刑法一部改正について、朝倉京一ほか編、刑事法学の現代的展開（下巻）、法学書院、平成四年所収参照。

- (24) Fängelsestraffkommittén: Påföljd för brott 2, SOU 1986:14, s.78. 邦訳、坂田仁、現行制裁体系を改正すべき理由 (スウェーデン)、法学研究六二巻三号、平成二年、一〇六頁。
- (25) 社会奉仕命令の試行に関する法律 (SFS 1989:928)。
- (26) NJA-II 1988, ss.406-7.
- (27) Straffsystemkommittén: Ett reformerat straffsystem Del 2, SOU 1995:91, s.253.
- (28) NJA-II 1988, s.408.
- (29) NJA-II 1988, s.409.
- (30) 坂田仁、スウェーデンの契約治療保護、犯罪と非行九六号、平成元年。
- (31) Kriminalvården: Kriminalvårdens årsbok 2009, 2010, ss.16f.
- (32) Ibid., s.75.
- (33) 前出注(10)参照。
- (34) 坂田仁、前掲犯罪と非行一二五号、一一〇五頁、SOU 1995:91, Del 2, ss.271ff.
- (35) Prop. 2005/06:123, En moderna kriminalvårdslag.
- (36) Ibid., ss.24f.
- (37) Norström, Carl et al.: Nya sociallagarna, 20 uppl., Norstedts juridik, 2007, ss.161ff.
- (38) Nilsson, Anders & Tham, Henrik: Fångarnas levnadsförhållanden, Kriminalvården, 1999, ss.10f. への調査は、一九九七年二月から四月の間に被収容者の面接調査によって行われ、四一人の被収容者 (男子三六二人、女子四九人) が調査されている。
- (39) Kling, Boo & Gustavsson, Jan: Fångarna, fängelset och samhälle, Kriminalvården, 2004, ss.7ff.
- (40) 常態化の重要性は現在まじ変化しつつある。Prop. 2009/10:135, s.64.
- (41) Prop. 2009/10:135, s.63.
- (42) Kriminalvården: Åter avsändaren — om återfall och återfallsproblematik i kriminalvården, 1999, s.42. Tab.7.7.5.
- (43) Brå: Kriminalstatistik 2008, Brå rapport 2009:17, ss.256ff.

- (44) Kriminalvårdskommittén: Framtidens kriminalvård, Del 1-2, SOU 2005:54.
- (45) Ibid., Del 1, ss.274-277, Kristiansson, Marianne: Risk- och behovsanalys- från riskbedömning till riskprevention, Ibid., Del 2, ss.1073-1087. Belfrage, Henrik & Fransson, Göran: HCR-20 – Bedömning av risk för framtida våld, Rättspsykiatriska regionkliniken, 2000.
- (46) 当時の犯罪防止委員会は薬物問題に関する数多くの報告を行っている。坂田仁、スウェーデン犯罪防止委員会報告概観（一九八一～一九八七年）、慶應通信、平成元年、二〇～二五頁など参照。
- (47) 薬物問題審議会（Narkotikakommisionen）は、Dir. 1998:18により設置され、二〇〇〇年に答申、Narkotikakommisionen, Vägvalet – den narkotikapolitiska utmaningen, SOU 2000:126を提出した。
- (48) SOU 2000:126, s.345.
- (49) Ibid., ss.223-279.
- (50) Ibid., ss.58f.
- (51) Kriminalvården: Kriminalvårdens redovisning om drogsituationen.
- (52) Do, 2005-2006, ss.19-41. 特に s.35, Diagram 14, s.40, Diagram 18.
- (53) Kriminalvården: Efter domen, 2010, ISBN:91-85187-63-1, ss.26f.
- (54) Kriminalvården: Kriminalvårdens insatser mot narkotika, 2006.
- (55) 坂田仁、スウェーデンの矯正保護組織の変更、犯罪と非行一五二号、平成一九年所収参照。
- (56) Prop. 09/10:135, ss.1f.
- (57) Verkställighetsplan, prop 09/10:135, s.63.
- (58) Prop. 09/10:135, ss.94ff.
- (59) Ibid., s.60, s.66, s.121.
- (60) Ibid., ss.83-86.
- (61) Ibid., ss.78-80.
- (62) Ibid., ss.107-116.

- (63) Ibid., ss.102-105.
- (64) Ibid., s.62.
- (65) Ibid., s.63f.
- (66) Dir. 2009:60, En översyn av påföljdssystem.
- (67) Prop. 09/10:135, s.62.
- (68) SOU 2005:54 Del 1, s.299.
- (69) Prop. 09/10:135, s.63.
- (70) Ibid., s.120.
- (71) 施設内保護に関する政令 (Förordning om kriminalvård in anstalt, SFS 1974:248) 六条。
- (72) En ny fängelse- och häkteslagsstiftning, 2009/10:JuU21, ss.17f.
- (73) Prop. 09/10:135, ss.63, 120.
- (74) Prop. 09/10:135, ss.60, 69, SOU 2005:54, Del 1, ss.34f., 637-659, 2009/10:JuU21, ss.18f.
- (75) SOU 2005:54, Del 2, ss.1073-1087. 注(45)参照。
- (76) 拘禁令 (Fängelseförordning, SFS 2010:2010) 七条参照。
- (77) Prop. 09/10:135, s.65.
- (78) Prop. 09/10:135, ss.65f.
- (79) Prop. 09/10:135, s.66.
- (80) SFS 1995:492, Fängelseutredningen: Verkställighet av fängelsestraff, SOU 1993:76, s.20f.
- (81) Prop. 09/10:135, s.127.
- (82) 2009/10:JuU21, s.27. 前出本稿四二六—四二七頁参照。
- (83) Ibid., s.28, Prop. 09/10:135, s.168. 拘禁法一一章六条参照。
- (84) 協力の状況が上記 2009/10:JuU21, s.30 に記述されている。
- (85) 矯正保護審議会は外泊制度の沿革を詳細に述べている。SOU 2005:54 Del 2, ss.692-698, 764-772.

- (86) Prop. 09/10:135, ss.94-99, 159-163.
- (87) Prop. 09/10:135, s.133.
- (88) 坂田仁、自由制限刑の提言、犯罪と非行一五五号、平成二〇年参照。
- (89) 宮澤浩一、刑事政策の源流と潮流（刑事法論集第三卷）、成文堂、昭和五二年、一〇四頁。